

2020年前学期における講義等の実施にかかる方針について  
(新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学生の健康・安全面を考慮し、2020年度前学期における講義等の実施については、下記の感染防止の考え方を踏まえ、以下の方針とする。

【感染防止の考え方】 ※1は教員に推奨する事項 ※2は学生に推奨する事項

◇ 専門家会議が避けるべきとしている環境で授業等を行わないこと

- (1) 換気の悪い密閉空間(密閉空間であり換気が悪い)
  - ・授業中30分に1回は換気する(窓および反対側扉の両方を10分以上) ※1
- (2) 多くの人々が密集(手の届く距離に多くの人がいる)
  - ・隣の人との距離を確保させる(食堂等での飲食時も含む) ※1
  - ・概ね1つおきに着席させる ※1
- (3) 近距離での会話や発声(近距離での会話や発声がある)
  - ・マスクを着用する※1※2

※保健管理センターホームページを参照すること。

- ◇ ・マスクを着用していない場合、ディスカッション形式の授業内容は行わない ※1その他
- ・体調が悪いときには登校しない ※2 (公欠扱いとする。別途申し合わせを制定)
  - ・休憩時間には手洗いの徹底 ※1 ※2

【講義等の実施に係る方針】

2020年4月1日(水)～5月20日(水)を、学生の健康・安全面に配慮しつつガイダンス(新入生の健康診断も含む)、講義等(以下「講義等」という。)を実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特例期間(以下「特例期間」という。)とし、以下の対策を行う。

○2020年度の学年歴の変更は想定せず、学期始め・終わりの時期は変更しない方針。

○【感染防止の考え方】を満たす講義等の場合、通常のスケジュールで講義等を実施する。ただし、感染防止の考え方には十分留意する。

○【感染防止の考え方】を満たすことが困難な講義等の場合、様々な工夫によって【感染防止の考え方】が保たれた環境を確保する。

- ・大きな教室に変更する。
- ・クラスを二つのグループに分け、90分の授業の前半と後半でグループを入れ替え、同じ内容の授業を2回行う。
- ・クラスを二つに分け、隔週授業を行う(下記1.を参照)。
- ・クラスを二つに分け、2名の教員で同じ内容の授業を行う。

○実験、実習、演習については、実施する学部・研究科の実情に応じて様々な工夫によって【感染防止の考え方】が保たれた環境を確保する。

0. 事前に実施すべき準備事項

全学共通教育、各学部・学科、各研究科・専攻、その他各種教育プログラムの責任者及び教員は、以下の準備を行う。

- ・全ての授業を対象として、【感染防止の考え方】が確保できるか確認する。
- ・各授業回において、小レポートなど課題(宿題)を作成する。
- ・必要に応じて授業資料等(ナレーション付き PPT・PDF ファイル、説明文章付き PPT・PDF ファイル等)を作成し、AIMS-Gifu に掲載する。

1. 特例期間における講義等の実施方法及びスケジュール

特例期間においては、原則として、以下の方法及びスケジュールで講義等を実施する。

(1)【感染防止の考え方】を満たす講義等の場合

- ・通常のスケジュールで講義等を実施する。ただし、【感染防止の考え方】は十分確保する。

(2)【感染防止の考え方】を満たすことが困難な講義等の場合

・隣の人との距離の確保が困難など、【感染防止の考え方】を確保することが困難な講義等では、例えば次の工夫などで講義参加者を半分に縮小しつつ、通常の授業計画のスケジュールで授業を進める。

- ◆ クラスの受講生を名簿順によって半分に分け、学生は隔週で講義に出席する。講義に出席している学生は通常の授業を受ける。講義に出席していない学生に対しては、AIMS-Gifu 等で課題を課す(次週小レポートを提出する)、あるいは AIMS-Gifu 等に示されたパワーポイント資料あるいは教科書、配付資料に従って学習させる。次週は講義出席者を入れ替えて授業を行う。
- ◆ このような方法を2回(5月20日まで)繰り返す。
- ◆ ただし、第一週目の講義は、全受講者を対象として授業の進め方などを説明し、短時間で終了するものとする。

(運用のイメージ1: 講義内容に順序性がない場合)

	第二週	第三週	第四週	第五週
A グループ	①の内容を対面学習	②の内容を自宅学習	③の内容を対面学習	④の内容を自宅学習
B グループ	②の内容を自宅学習	①の内容を対面学習	④の内容を自宅学習	③の内容を対面学習

(運用のイメージ2: 講義内容に順序性がある場合)

	第二週	第三週	第四週	第五週
A グループ	①の内容を対面学習	②の内容を自宅学習	③の内容を対面学習	④の内容を自宅学習
B グループ	①の内容を自宅学習	②の内容を対面学習	③の内容を自宅学習	④の内容を対面学習

## 2. 特例期間における講義等実施の要件

特例期間に講義等を実施する場合には、【感染防止の考え方】に基づき、原則として以下の要件を満たすこととする。

- (1) 教室の収容定員に対して受講生の割合が概ね 60%未満であること。
- (2) 一定の間隔を空けて座席を確保できること。
- (3) 90 分の講義の中で 30 分に1回程度、休憩時間を設け換気を実施すること。なお、休憩時間分の講義の延長は不要である。
- (4) 担当教員及び受講学生はマスク着用や手洗いなど衛生管理を行うこと。

## 3. 講義が実施できない場合の代替措置

特例期間において、やむを得ない事情で講義が実施できない場合、以下の代替措置を実施することとする。以下の措置に限らず、授業担当教員の裁量と責任により、受講学生の了承を得たうえで、インターネットを用いた遠隔講義等を行うこともできる。

- (1) レポート課題(教科書を読み考察するなど)などを与える。
- (2) AIMS-Gifu にアップロードした授業資料等(ナレーション付き PPT・PDF ファイル、説明文章付き PPT・PDF ファイル等)による自宅学習を指示する。
- (3) 特例期間は講義等を実施せず、夏季休業期間や授業予備日に実施する。

## 4. 特例期間の解除または延長

特例期間の解除または延長については以下のとおりとする。

- (1) 4 月 30 日(木)の時点で、国の大規模行事等の自粛要請等(以下「国の要請等」という。)が解除され、岐阜大学危機管理委員会も平時の授業を実施してもよいと判断した場合は、5 月 21 日(木)より、特例期間を解除し、通常授業を開始する。
- (2) 4 月 30 日(木)の時点で、国の要請等が解除されておらず対策委員会も特例期間の継続の必要があると判断した場合や、国の要請等は解除されたが対策委員会が同期間の継続を必要と判断した場合は、5 月 21 日(水)から更に特例期間を延長する。延長期間は、状況に応じて判断する。

## 5. その他

その他、特例期間においては、以下の点に留意することとする。

- (1) 教育効果を確保し、各授業の到達目標を達成できるよう、事前・事後の学修課題を適切に課すことに努めること。
- (2) 本方針はあくまでも原則であり、講義内容・形態や実施方法等がこの方針になじまない場合については、この方針によらず講義を実施することができること。その場合には、学生及び教職員の健康・安全に配慮し、感染拡大防止のための衛生管理を徹底すること。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大学が臨時休業となった場合の対応については、別途、方針を示すこととする。